



令和 8 年 7 月 10 日

報道機関 各位

市指定ごみ袋が入手できない場合の 「ごみの出し方（臨時措置）」の期間延長について

上田市では、6 月 15 日から指定ごみ袋が購入できない方を対象に、指定ごみ袋以外でのごみ出しを可能とする臨時措置を実施しております。

しかしながら、現在も一部の取扱店において指定ごみ袋の購入が難しい状況が続いていることから、7 月 15 日までとしていた臨時措置の実施期間を 8 月 31 日まで延長します。

報道機関の皆様におかれましては、市民の皆様への周知にご協力をお願いします。

記

○ 延長後の臨時措置実施期間

令和 8 年度 6 月 15 日(月)から **8 月 31 日(月)まで**

※状況により期間を変更する場合があります。

○ その他の臨時措置の内容について変更はありません。

指定ごみ袋以外でのごみ出しの注意事項等については、別紙「指定ごみ袋が入手できない場合のごみの出し方（臨時措置）期間延長のお知らせ」、または、市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/haiki/131421.html>

上田市は「SDGs 未来都市」です。



上田市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

本件に関する問合せ先

上田市 環境部廃棄物対策課

課長 若林（担当者 係長 久保井）

TEL 0268-22-0666

指定ごみ袋が 入手できない場合の

**期間延長
のお知らせ**

ごみの出し方(臨時措置)

上田市では、指定ごみ袋が入手できない方を対象に、指定ごみ袋以外でのごみ出しを可能とする臨時措置を実施しておりますが、一部の店舗では引き続き指定ごみ袋の入手が難しい状況が見られるため、7月15日までとしていた臨時措置期間を8月31日まで延長することといたします。

対 応 期 間 (延 長)

6月15日 から **8月31日** まで

※状況により期間を変更する場合があります。

指定袋が手に入らない場合

**指定袋と同等サイズ(15～50ℓ)の
透明または半透明のビニール袋に入れ、**

①ごみの種類 ②自治会 ③氏名
(可燃・プラ・不燃)

を油性ペン等で記入し、袋の口をしばって出してください。



使用できないもの



- ・ごみの収集日や分別方法に変更はありません。
- ・ごみを出す際は、指定ごみ袋の使用を優先してください。
- ・指定ごみ袋は、今後も例年と同程度の数量が毎月入荷される見込みですので、ご安心ください。
- ・必要以上の購入はお控えいただき、多くの市民の皆様が指定ごみ袋を利用できるよう、ご協力をお願いします。